

第二十二回 参議院社会労働委員会會議録第八号

昭和三十年五月十九日(木曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君
理事 常岡 一郎君
委員 神原 亨君
高野 一夫君
谷口 三郎君
横山 フク君
高良 とみ君
森田 義衛君
阿具根 登君
藤原 道子君
山本 經勝君
相馬 助治君
有馬 英二君

政府委員
労働大臣 西田 隆男君
労働政務次官 高瀬 傳君
労働大臣官 房會計課長 渋谷 直蔵君
労働省労働局長 中西 実君
労働省労働基準局長 富樫 総一君
労働省婦人少年局長 藤田 たき君
労働省職業安定局長 江下 孝君

事務局側
常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
常任委員 磯部 巖君
会専門員 磯部 巖君

常任委員 高戸義太郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○労働情勢に関する調査の件

(昭和三十年度労働省関係予算に関する件)

(労働行政方針に関する件)

○委員長(小林英三君) それではただいまから委員会を開会いたします。

本日は、労働情勢に関する調査を議題といたします。

労働省関係昭和三十年度予算及び労働行政方針につきまして、政府に対する質疑をお願いいたします。

なお資料の提出について御報告いたします。前回の委員会におきまして、御要望になりました労働省関係の資料は、提出がございましたからお手元に配付いたしてございます。御了承願います。

なお西田労働大臣は、午後はおからの御都合によりまして御出席ができませんので、同大臣に対します質疑は、本日は午前中だけにいたしたいと思います。思いますから、御了承願います。

○榎原孝君 この前のときに資料としてお願いいたしました総合経済六カ年計画の内容について、資料をお示し願いたいということを要求しておいたのでございますが、今日ちようだいいたしましたこの一枚の資料を拝見いたしますと、昭和二十八年年度の数字と、昭和三十五年度の数字とが異なるのでありまして、この間におけるところの数字が何ら示されておられないか、不親切なる資料であります。従いまして、私どもしろうとにおきましては、かようなものだけでは、大臣のこの間のお話を了解することができないのでありまして、これは少くとも各年度における数字を示されることと、その内容の説明を懇切丁寧に書いた資料をお出しを願いたいと思います。

○委員長(小林英三君) 委員長から政府に要求します。次回に提出させたいと思います。

では質疑につきまして、高野君から最初やらしてもらいたいということですが、委員長の手元に申し出ておたのであります。高野君がお見えになりますので、どなたかどうぞ。

○相馬助治君 先般の委員会において資料を求めたところが、それに関して労働省より資料がけさほど配布になりまして、これを眺めてみますと、当初労働大臣が大蔵省に向って要求したもののうちで、最も大幅に削られていくものは失業対策費でございます。

従って私はこの資料を要求した理由が、失業対策費がことに少きに過ぎるという一つの考え方をもちてこういふ要求をしたのですが、労働省自体としては、失業対策については非常に熱心な努力をもつてこれを要求したことにはわかります。これに対しては十分敬意を払うにやぶさかでないと思います。そこで問題は、四百八億も要求したものが二百八十八億というふうに査定されておるのでございますが、この費用をもつてして、労働大臣においては現状に於いて失業対策を完全になし得る自信を持っているのかどうか。それらについて、かなりしさいに一つ御信念のほどを承わって、次の質問に入りたいと思いますので、よろしく願います。

○国務大臣(西田隆男君) 失業対策費の労働省の要求に對しての査定額は非常に少く、それで失業対策をやっているかどうかという質問と考えると、これは基本的なものの考え方において、私の考え方と大蔵省の考え方とが非常に違つておる。今までの失業対策事業費の考え方は、三分の一あるいは三分の二、二分の一と考へて僅少な額を計上して、これを国が各地方に補助することによつて、地方にある程度の負担をさせて失業対策をやつていく、こういう基本的な考え方である。今までの失業対策事業費というものが考へられておる。私が労働大臣に就任いたしましたからは、失業対策事業と申しまして、国が直接国の力でやつていかねばならないような、建設的な金の非常によいけいかる、きわめて重要な失業対策事業というものと、地方々々のローカル・カラーと申しますか、特質によつて必然的に地方でめんどうを見なければならぬという性格の失業対策事業、言いかえしますれば、労働力のきわめて低い人であつても、地方では職のない人に対して、何とか職を与えて生活の資をかせがせるといふ意味合いの失業対策というものと二つあるわけでありまして、従つて国が責任を持つてやらねばならぬような失業対策事業については、地方財政の見地から考えても、非常に地方財政は苦しんでい

る。全額国庫負担をもつてこの際行ななければならぬ。それから地方が一部負担をやつております今いふ低能力と申しますか、労働能力の低い人の、やむを得ざる失業対策事業というものを對しても、国が親心をもつて負担すべきであらうという私の基本的な考え方に基づきまして、実は全額国庫負担をすべし、しかも人員も認められましたのは三万人ですが、四万人ないし五万人程度のものは、そういうことで建設的な失業対策事業としてやりたいという基本的な、考え方を變えた上においての請求を、大蔵省にしたわけでありまして、ところが大蔵省としましては、御承知のように一兆円のワケで予算を組まねばならない、財政的に非常に窮屈だという理由で、全額国庫負担ということは、この際考え方としては一応了解できるけれども、財政的見地からかんべんしてもらいたいということとで、前年度並みというのを、いろいろ折衝いたしました結果が、五分の四の負担で三万人だけ一つ、そういう重点的に失業対策事業をやつてを認めようというところによつて、一応査定ができました。地方の十九万に對する失業対策事業については、前年度通りでがまんしてもらいたいということとで、いろいろ折衝しましたけれども、内容

を聞いてみますと、一挙にそこまで持っていくというところが、三十年度の段階においては、多少無理であるかもしれないというところで、一応失業者を生ずるであろうと予定されている人員をどうにかまかなない得る程度ならば、がまんせざるを得ないだろうという考え方の上に立ちまして、特に地方財政の非常に窮乏しているという点にかながみまして、一般予算の面においては補助費の増額したものに對しては、特別な起債を認めるということで大蔵大臣は条件をつけまして、自治庁とも協議した結果、ある程度あれば何とか地方の方も、起債の増加によって負担ができるだろうという最低限度の数字というところで、必ずしもこれだけのうとしてやつていけると考えておりません。

非常にやりにくい、窮乏であると考えておりますけれども、労働省の失業対策事業の予算の内容としましては、一つ進歩をしたという観点から、私の方では遺憾とは考えておりますけれども、やむを得ないだろうというところで二百八十八億という失業対策事業費を承認した。こういう事情でございます。一つ御了承願いたいと存じます。

○相馬助治君 労働大臣が大蔵省に向つて努力されたことは、けさほど配布された資料でわかります。問題は、潜在失業者をしばらくおくとともに、顕在失業者の数が非常にふえており、かつ失業保険が切れる人たちがいるものが、本年度において非常に数を増しておることは御存じの通りです。その際において、大蔵省から査定された二百八十八億というものは、何としてもこれは少な過ぎる。しかも問題であることは、労働大臣は確かに地方自治庁長

官もこの前おやりだと記憶します。そのうです。

○国務大臣(西田隆男君) そうです。

○相馬助治君 そうしますと、今度の失業対策費というものは、非常に中央地方の財政の連関において大きな問題をはらんでおります。と申しますのは、今日失業者がこういうふうになるのは、一つは、自由党時代からのいふゆる一兆億に抑えるという予算の組み方、そして投融資というものを大幅に削減するという考え方、補助金というものを整理をするという考え方、これは国の財政の規模の上からいえば、私はそのこと自体を直ちに悪いと言つてゐるのではありませんが、要するにそういう結果、失業者がどんどんふえてくることは一目瞭然です。そこで、鳩山内閣においては、その失業対策については、相当画期的なことがなされるであろうということを、先般の衆議院総選挙を通じて、国民は期待してゐたと思つてゐる。社会党のわれわれですら、何ほどの期待を持つてゐたわけですか。ところが、ここに現われたのを見ますと、依然として一般事業においては三分の二の補助でもつて、あと三分の一というものは地方におんぶしてゐる。それから特別事業に至りましては、これは五分の四、または三分の二ということになつておりますが、これとても地方に相当程度おんぶしてゐる。こういう形で私はどうしてもこの失業問題は解決し得ないまでに現在深刻だと、こういうふうに思ふのです。従つて、この問題につきましましては、いすれ予算の審議の際に、われわれはその意思を何らかの形で明白にしたいと思つております。

けれども、全きことができないのであります。そこで今御説明になりましたことのうちで、三万人の分について五分の四、または三分の二の補助とありますが、この三分の二というのは、富給県に対する補助率の問題でございますかどうか。それから今労働大臣は非常に大きなことをおつしやつた。重大なことをおつしやつた。それは特別起債について、地方自治庁長官と大蔵大臣、それから労働大臣の間で何がこの話し合いがあるように聞き及んだのでございまして、もう少しこれについては具体的に御説明を願ひたいと思ふのです。地方が足らなくなつたならば特別起債をしてやるなどというのんきな話でなくて、足らないことは明白なものですから、この特別起債については、どの程度の話し合いがあるのか、これを一つ承わりたい。

○国務大臣(西田隆男君) これはおしまいの方のお答えになります。特別な話し合いがあつた、了解事項があつたということではなくして、現在の地方財政の面における起債において、一般会計で、公共事業あるいは失業対策事業といふもので予算がふえてゐる。予算のふえた部分に對しては、起債を認めなければ事業を実施することができないことは事実なんです。それから、それには、予算の編成の最終の決定をみますときに、三十億圓といふものを地方債で、特にそういうものに対する補助金、負担金としてふやすというところで現在決定しております。地方財政の面、起債の方で三十億だけは失業対策その他でふえてゐる。一般会計分の地方負担分として現在実はふえて、地方起債が成立つてゐる、こういうこと

であります。そのほかに足りない場合には、特別に起債を許すという意味合いのものではないと思ふ。

○相馬助治君 私はこれに連関して續けて質問があるのですが、何か先ほどの話では、高野さんがどうこうということでしたが、……、よろしうございませうか。それは失業問題だけ取り上げて……。

○国務大臣(西田隆男君) もう一つ、第一の御質問であります三分の二、もしくは五分の四、これは三分の二は富給府県、五分の四はその他の府県、そして、この特別失対の方では、材料費が二十九年度が四十五圓何がしであつたものが、今度二百四十圓、材料費を何倍かふやしております。従つて地方負担といふものをそういう面でも軽くしておる。そして事業内容そのものは、今までよりもぐつぐつといふ内容の事業が行われるというように一応考えて、予算の措置をいたしたのであります。

○相馬助治君 この問題については一つ、意見になつて恐縮ですが、失業対策の問題は単に労働省の問題というよりも、現内閣の大きな一つの基本的な問題としてこれを、土地の生産性を高揚するとか、あるいはまたその他国家にとつて、将来に向つて利益になるような大きなことをこの際やつて、一方には失業問題を解決するという熱意を示していただきたいと思ふのでして、ここに御説明になつた失業対策費というものは、労働大臣が別途説明したところでは、大それたものではないやうですけれども、数字そのものは全く満足できないといふことを私ははつきりここで申し上げておきたいと思ふので

す。失業保険費の負担金のごときは、これは明白なものであつて、何人が計算をしても、この受給実人員の月平均額といふものは明瞭だと思ふのです。が、一方的に大蔵省によつて人員を削られた、そして労働省もこれをのまざるを得ない、こういうことは何として私は困つたことだと思ふのです。従いまして失業対策費につきましては、全く私は不満であるといふことを申し上げて、こまかいことについては、いづれ局長、課長等がお見えのようです。から、細目についての質問をあつてい

○阿具根登君 関連して質問いたしますが、相馬君から先ほども言われたやうに、要求額については、相当大臣の方でも考慮されてゐるやうでございまして、今年の三月の失業者は八十四万であつた、戦後最高だといふことを言われてゐる。去年の三月から比べると倍近くにふえてゐる。ところが今度の予算では、人員にして五万人あるいは特別失対で三万人、こういうことも言われてゐるやうであります。五分の四に引き上げればもつとこれは減るものだと私は思ふのです。それでございいますならば、八十四万人にふえた失業者に對して、民主党が国民に公約したのは、失業者を極力減らすといふことであつたが、その公約と相反して失業者は端にふえてきた。ところが予算はわずかの増だといふことしか言えないと思ふのですが、これに對するどういふ対策を持っておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(西田隆男君) 総理府の発表によりましての人数を今阿具根さんは言われたやうですが、労働省でとりま

した三月の集計は、新規の失業保険の受給者は七万五千しかふえておりません。そして求職者その他の数も例年と比較いたしませんという、パーセンテージにおいては、ことしの方が昨年よりかなりパーセンテージに労働者の調査ではなっておりまして、八十四万人という完全失業者ができたということ、一応モデル・ケースの調査によつて出た推定数字と考へておりますが、労働省としまして、八十四万という完全失業者が推定されるというのを反発するに足るだけの統計資料をたいては持つておりませんけれども、詳細な労働省の統計と統計その他の数につきまして、一つ政府委員から説明させますから、それをお聞き願ひたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) ただいまの阿具根委員からの御質問にお答えいたします。完全失業者八十四万、三月発表された通りでございます。この八十四万人は戦後最高ということになります。昨年の八月に七十一万、これが最高でございましたが、その後若干平衡を保つてきて、この三月に八十四万ということになりました。で、二月には御承知の通り六十六万でございますので、十八万の増加でございます。この内容につきましてはなお詳細取り調べておりますが、今まで私どもの方で承知いたしております点につきまして申し上げてみたいと思ひます。この八十四万の内容は、男が四十四万、女が四十万でございます。二月は六十六万で、男が四十万で女が二十六万で、男で四万ふえ、女で十四万ふえておるのでございます。これを年令別に見ますと、十四才から十九才までの年

令層におきまして九万ふえております。すなわち十八万の半分の九万はこの層令層でふえております。その内容を見ますと、男四万、女五万と相なつておるのでございます。御承知のように例年三月は特に学校卒業者の入職期でございます。従ひまして例年この二月から三月には完全失業者の数がうんとはね上るのが例でございます。昨年の例を見まして、昨年は一昨年と比べまして、率といたしましては三四%

二月から三月はね上つておりました。今年は率から申しますと三二%しかはね上つてない。しかし実数におきましては、仰せの通り相当大きな数字になつておりますが、今申し上げましたように、これは主として学校卒業者の新規就職者の増加がここに出ておることであるのでござい

そこで労働省の関係の統計を申し上げたいと存じますが、大臣から先ほど申し上げましたように、失業保険の初回受給者数はこの二月に八万九千でございます。三月には七万五千に減つております。これは一月、二月は季節的な労働者が相当多いのでござい

ますので、まあ私ももある程度減少することは予想いたしておつたのでござい

はり約二万程度の企業整備の人員が出

ておるのでございます。それから職業紹介、公共職業安定所の窓口の状況でございますが、二月には求職者が百五十万、求職者が五十四万とござい

ました。三月には求職者が百四十四万、求職者が四十九万五千とござい

ました。これは求職者の就職が漸次きまりつつござい

ますので、若干この点については減少を示しておるという状況でござい

ます。いづれにいたしましても八十四万という数字は相当な数字ではござい

ます。私どもも今後は慎重に失業情勢の数字を見守つてこれの対策を考へてい

きたいと思ひます。○榊原孝君 政府が失業対策の予算を

お組みになりました場合に、予想され

ます一年間の額に並びに潜在の失業者の人員の各月別の人員をお示しを願ひ

たいと思ひます。○政府委員(江下孝君) 予想いたしま

したのは本年度の完全失業者が大体六十三万、月平均六十三万程度であ

る、まあ来年度におきましてはこれは非常に、予想でござい

ますので、作業が困難だったのでござい

ますけれども、一兆円予算のもとにおきましては、相当失業情勢も深刻になるであ

る、新しい雇用面の期待もそう大きくはできませんので、まあどのくらいふ

えるかという確な数字というのには押

えにくいわけでございますが、大よそ私どももいたしましては二十万程度は

ふえるのではないだろうか、これはないだろうということではござい

ます。そこでこれにつきましてのいろいろ失業対策としましての予算的な措置をあ

る程度考へるということではござい

ます。○榊原孝君 そういたしますと、今年度におきましては、月平均六十三万

ありますから、そして来年度が二十万増すというのでありますから、そうし

ますと年度の中間においてはどれくら

い御予想になつておるのか。あるい

は季節的な変動があると思ひます。○政府委員(江下孝君) これは実は各

月別には、正直申しまして的確な数字を出しておりません。ほんとうの予想

でござい

ますので、その点は御了承願ひたいと思ひます。○榊原孝君 それでは六十三万とい

うものをお組みになりましたその組んだ基礎はどういうところで六十三万とお

組みになりましたか。○政府委員(江下孝君) これは経済審

議庁が主として担当いたしました。した事柄に属しますが、実はそのた

方面から御説明申し上げ方が適當かと存じますが、一応私どもの計算とい

ましては、来年度の雇用見込み数、就業者数が全体としてどのくらいにな

るだろうという数字を出します。たと

えば今年度は四千万の数字でござい

ましたならば、来年度は四千五百万なら

四千五百万という数字を出しまして、そして各産業別にある程度雇用量を推

定いたします。それと全労働力人口との差を完全失業というふうに出し

ておるのでござい

ます。推定でござい

ますけれども、一応そういう操作によつて数字を出しておるようなわけ

あります。○委員長(小林英三君) 委員長の手元

に前もって質問の通告があつたもので

すから、その順序によつて許します。高野一夫君。大臣にちよつと伺ひ

したいのですが、大臣のこの間の御説明によりますと、労働問題をお考へに

なるについては、経済問題と総合的関連を持つて解決しなければならぬとい

う考へ方では考へておる。殊に労働大臣自身経済関係の一人として、経済的に各省と連絡のもとに総合的な経済

政策、それから労働政策の調整とい

うことを必要として、現に努力しつ

つておる。この御説明を伺つたように記

述することにはなつておる。ところで、われわれ異議の差はさむべき余地は

ござい

ません。大いに賛意を表する次第でござい

ますが、そこで今労働局長からちよつと問題にお触れになつた

うでありますけれども、この民主党内閣が総合経済六カ年計画なるものを盛

んにうたつておられる。労働大臣の御説明の中にも出ておる。そしてまた完

全雇用という問題もうたつておいでに

なるわけですから、それで私が伺ひたいのは、失業対策なり、あるいは失業保

険なり、あるいはほかの問題を検討する前提の基礎の資料として、考へ方の材

料になるものとして、大臣のお考へを伺いたしたのでござい

ますが、現在並びに今後あなた方が考へておるものを土台

にいたしまして、今後日本の農業とかあるいは鉱工業とか、あるいは商業とか

の他公務員とか、こういうような実際の産業別、業務別に分れての今後の勤

労者の就業状況、こういうものについ

て、今現内閣がお考へになつておる経

済六カ年計画と、あるいは完全雇用と

いう問題とにらみ合せて、どういふような見通しをお持ちか、これを私は大臣の口から伺いたい。

○国務大臣(西田隆男君) 経済審議庁で御承知のように作っております経済総合六カ年計画の年次計画の詳細なものがまだ発表になっておりませんので、あなたの方によくわかりただけにないでおると考えておりますが、私自身も詳細な一年次計画、年次計画の中の月々計画というものをまだ承知しておりません。で、国会に提案してあります総合六カ年計画のまあ抽象的と申したら悪いかもしれませんが、一応最終年度では、国民の総所得が二四〇増加する、まあこういう結論を得るための年次計画が当然経緯から発表されると考えておりますが、まあそういう観点に基きまして、まず初年度の三十年年度の失業者、雇用者、それから潜在失業というような問題についても、まあ労働省で一応の案は出しておりますが、しかし今ここで私自身としては産業別の雇用数と申しますか、それに対する詳細な数字は持ち合せておりません。政府委員の方で持っておりますれば説明させていただきます、そういう観点に立ってやっておりますので、私がこの前委員会のときにお話し申し上げました内容は、まあ抽象的ではありましたが、これを具体的な例をとって申しますと、今までの各産業の生産の増強とか、合理化という問題を論議いたします場合においては労働問題というものが何かのけものになされたようなことで産業政策を取り上げられておったことは、これは事実であると考えて

おります。私がなりましてから、申し上げますまでもなく、今の日本の産業政策を決定する場合に、労働問題を除外して、その形において産業問題の方針を決定しようというようなことではとても合理化も何もできやせん。従ってまず第一、労働問題というものと産業政策というものは並行して同じものであるとしての観点に立って考えなくちゃいけない。で、せめて国で立法することによって生ずる雇用状態の変化に基いて、国は当然その場合においては失業者がでてくるという規定が成り立つ場合においては、必ずその失業者を失業者たらしめないような方法においてこれを救済するということを並行して考えていかなくちゃならない。そういう考え方に基いてのこれから先の日本のいわゆる経緯の案による六カ年計画を遂行すべきである、こういう観点に立って私盛んに懇談会等においては主張しているわけでございまして、今までのような法律をえ作って産業部面を片づければ労働問題は必然的に片がつくという古い感覚では、今後の日本の産業の確立は不可能であらうという基本的な考え方に立って、今後の産業経済を一つ考えていきたい、こういうふうな考え方をこの前ここで申し述べたわけでございまして。

○高野一夫君 いろいろお考え方については、私は異存はないのでございまして、現在少くとも第二次鳩山内閣でこういうような労働省のいろいろな予算をお組みになるについては、経済問題とも関連して考えなくてはならぬという考え方について、その基本になっている総合経済六カ年計画なるものをさらに本会議でもうたつておいでな

る、それから各委員会においても説明になっていらつしやる。私もが考えるのには、これが基本になっていろいろな厚生省の予算を編成され、労働省のいろいろな対策も考えられていくのじゃないか、実はこう考えておったわけですね。ただそれは抽象論であつて、ただ六カ年総合計画、こういうことをただ考えていて、現在何もその案はできていないんだと、説明はできないんだと、こういうことになるわけですか。ただそういう計画を、六カ年計画を立てなければならぬということを考へて、現在審議庁なら審議庁で立案中である。そうして現在においてはまだその説明の材料ができていない。そうしてただとらええず三十年度はこういうふうな対策を考え、こういう予算を編成したのだと、こういうことになるのですか。

○国務大臣(西田隆男君) そういう意味合いではありませんが、私が申し上げましたのは、経緯で作っております経済六カ年計画というものの初年度から最終年度まで、詳細に御説明申し上げる材料を私は今持ち合せておりません。しかし最終年度において二四〇の国民総所得の増加ということを一応目標に経緯の案はいたしております。従って三十年度の労働省の予算につきましては、経緯の六カ年計画に基く初年度の構想に対して、一応の雇用状態を考へて、失業状態を考へて、三十年度分は予算を組んでおりますけれども、三十一年度、三十二年度というふうに、個別的に最終年度まで御説明申し上げるだけの資料は手元に持っております。事務局の方で資料があれば説明させていただきます。

○高野一夫君 私はこの問題は、労働政策をお立てになる基本の問題だと思つたので、実は大臣にお伺いしているのですね。そこで今政府委員から御答弁だから、まあやむを得ませんが、これは伺いたいのではありませんが、産業別、たとえば農業はどうなっているか。それから工業においては現在の就労関係の状況はどうなっているか。そうしてそれが来年、再来年、少くとも現内閣が立てる六カ年計画は別といたしまして、最低六カ年後どういふような見通しになるのか。鐵工業その他商業、一切のサービス業を含めて、あるいは公務員の増減、そういうものについては大体一応の見通しは労働省としてあるはずだ。だから現在の少くとも実情がどうなっているか。これからまず御説明願いたい。できるなら資料はあとで御配分願いたい。一応口頭で御説明願いたい。

○委員(小林英三君) 労働大臣にです。○国務大臣(西田隆男君) 数字ですから……○高野一夫君 労働大臣に伺いたいのですが、やむを得なければ、政府委員でけつこうです。

○政府委員(江下孝君) それでは概略の御説明をいたしますが、六カ年計画の基本といたしまして、日本の新しく出て参ります労働力を、どういふ産業に吸収してゆくかという問題でございまして、一応基本的な考え方といたしましては、農林関係はこれは現在も相当潜在失業者の温床になっているという実情もございまして、農業関係については、ほとんど増減なしで、大体現状維持程度にとどめることを目標に

たしまして、もし新たに出来た被雇用者があるとしたら、それはできるだけ第二次の産業部門、と申しますのは、鉱工業等でございますが、この方面に振り向けてゆくと、そのほかなお商業、サービス、公務といったようなもの、おおむね二次産業の増加に伴いまして若干増加いたしますので、それらも考えまして、主として二次産業を中心とふやして参る。それからさういたしまして全体としては雇用が非常に窮乏でございますので、相当建設的な事業を大幅に実施して参る。

が、内閣の労働力調査によりますと、総数で、これは農林業——林業も入りますが、千五百九十九万、その内訳といたしまして、自営業主が五百十八万、家族従業者が千三十四万、雇用が四十七万であります。

で、特に六カ年計画の前半におきましては、建設的な事業に相当重点を置いていく。で、失業対策事業も同様に、この期間におきましては相当労働情勢も深刻になりますので、ウェートを置いて考えていく、こういうことで、先ほど大臣が申し上げましたように、六カ年の終りには、完全失業者を労働力人口の二、四十三万程度に押さえる。

〇高野一夫君　そこで大臣に伺いたいのですが、農林業の方が、大体今のお話を伺いまして、現在千六百万人、そこで農村の方では二、三男問題なんかいろいろやかましいようでございますが、東京に出てまず仕事にありつきたい、こういうことでいろいろ願っているようなのですけれども、現在の千六百万人が農林業で働いているということについてどうお考えになりますか。これはこのままでいいとお考えになるわけですか。それともこの中のどれくらいかは鉱工業の方に収容しなければならぬものじゃなかろうか、こういうふうにもお考えになりますか。

〇高野一夫君　政府委員に伺いたのですが、今あなたは、農林業は現状維持、こういうふうなお話でありましたが、農林業の就業人口というのは幾らありますか、農林、水産合せて。

〇高野一夫君　そこで大臣に伺いたいのですが、農林業の方が、大体今のお話を伺いまして、現在千六百万人、そこで農村の方では二、三男問題なんかいろいろやかましいようでございますが、東京に出てまず仕事にありつきたい、こういうことでいろいろ願っているようなのですけれども、現在の千六百万人が農林業で働いているということについてどうお考えになりますか。これはこのままでいいとお考えになるわけですか。それともこの中のどれくらいかは鉱工業の方に収容しなければならぬものじゃなかろうか、こういうふうにもお考えになりますか。

〇高野一夫君　政府委員に伺いたのですが、今あなたは、農林業は現状維持、こういうふうなお話でありましたが、農林業の就業人口というのは幾らありますか、農林、水産合せて。

〇高野一夫君　そこで大臣に伺いたいのですが、農林業の方が、大体今のお話を伺いまして、現在千六百万人、そこで農村の方では二、三男問題なんかいろいろやかましいようでございますが、東京に出てまず仕事にありつきたい、こういうことでいろいろ願っているようなのですけれども、現在の千六百万人が農林業で働いているということについてどうお考えになりますか。これはこのままでいいとお考えになるわけですか。それともこの中のどれくらいかは鉱工業の方に収容しなければならぬものじゃなかろうか、こういうふうにもお考えになりますか。

〇高野一夫君　政府委員に伺いたのですが、今あなたは、農林業は現状維持、こういうふうなお話でありましたが、農林業の就業人口というのは幾らありますか、農林、水産合せて。

〇高野一夫君　そこで大臣に伺いたいのですが、農林業の方が、大体今のお話を伺いまして、現在千六百万人、そこで農村の方では二、三男問題なんかいろいろやかましいようでございますが、東京に出てまず仕事にありつきたい、こういうことでいろいろ願っているようなのですけれども、現在の千六百万人が農林業で働いているということについてどうお考えになりますか。これはこのままでいいとお考えになるわけですか。それともこの中のどれくらいかは鉱工業の方に収容しなければならぬものじゃなかろうか、こういうふうにもお考えになりますか。

〇高野一夫君　この農林水産業方面で、千六百万の就業人口の中で、どれくらいのものか、これは潜在失業者か。相当数といつても、これは五十万もあれば、百万もあれば、三百万もございしますから、だからその数字いかによつては、将来鉱工業に収容しなければならぬ数の基礎といつても、非常に狂つてくるわけなんです。そこで、いろいろ失業保険にしまして、失業対策にしまして、従つて数字的に狂いがくるはずだと思つて、現行日本の農村とか、林業とかいふものはどれくらい人間が食つていけるかといふようなことは、あなたは経済関係の一員で、おありになるのだから、そういう方面と御折衝もあるのだから、おおよそ見当がおつきになって、現在並びに将来についてこの労働問題の対策をお考えになつて、おられるのじゃないかと思つて、おられますが、ただ相当数ではわからないのであります。これは五十万も、百万も、三百万もあるものであります。その辺はどういう御見当をおつけになつておられるのでありますか。

〇高野一夫君　この農林水産業方面で、千六百万の就業人口の中で、どれくらいのものか、これは潜在失業者か。相当数といつても、これは五十万もあれば、百万もあれば、三百万もございしますから、だからその数字いかによつては、将来鉱工業に収容しなければならぬ数の基礎といつても、非常に狂つてくるわけなんです。そこで、いろいろ失業保険にしまして、失業対策にしまして、従つて数字的に狂いがくるはずだと思つて、現行日本の農村とか、林業とかいふものはどれくらい人間が食つていけるかといふようなことは、あなたは経済関係の一員で、おありになるのだから、そういう方面と御折衝もあるのだから、おおよそ見当がおつきになって、現在並びに将来についてこの労働問題の対策をお考えになつて、おられるのじゃないかと思つて、おられますが、ただ相当数ではわからないのであります。これは五十万も、百万も、三百万もあるものであります。その辺はどういう御見当をおつけになつておられるのでありますか。

〇高野一夫君　この農林水産業方面で、千六百万の就業人口の中で、どれくらいのものか、これは潜在失業者か。相当数といつても、これは五十万もあれば、百万もあれば、三百万もございしますから、だからその数字いかによつては、将来鉱工業に収容しなければならぬ数の基礎といつても、非常に狂つてくるわけなんです。そこで、いろいろ失業保険にしまして、失業対策にしまして、従つて数字的に狂いがくるはずだと思つて、現行日本の農村とか、林業とかいふものはどれくらい人間が食つていけるかといふようなことは、あなたは経済関係の一員で、おありになるのだから、そういう方面と御折衝もあるのだから、おおよそ見当がおつきになって、現在並びに将来についてこの労働問題の対策をお考えになつて、おられるのじゃないかと思つて、おられますが、ただ相当数ではわからないのであります。これは五十万も、百万も、三百万もあるものであります。その辺はどういう御見当をおつけになつておられるのでありますか。

〇高野一夫君　この農林水産業方面で、千六百万の就業人口の中で、どれくらいのものか、これは潜在失業者か。相当数といつても、これは五十万もあれば、百万もあれば、三百万もございしますから、だからその数字いかによつては、将来鉱工業に収容しなければならぬ数の基礎といつても、非常に狂つてくるわけなんです。そこで、いろいろ失業保険にしまして、失業対策にしまして、従つて数字的に狂いがくるはずだと思つて、現行日本の農村とか、林業とかいふものはどれくらい人間が食つていけるかといふようなことは、あなたは経済関係の一員で、おありになるのだから、そういう方面と御折衝もあるのだから、おおよそ見当がおつきになって、現在並びに将来についてこの労働問題の対策をお考えになつて、おられるのじゃないかと思つて、おられますが、ただ相当数ではわからないのであります。これは五十万も、百万も、三百万もあるものであります。その辺はどういう御見当をおつけになつておられるのでありますか。

〇高野一夫君　私は今の御答弁を伺つて、非常にどうも遺憾千万に思つて、ございしますが、現在日本の農林水産業で、どれくらいの方が飯が食えるのだというところは、農林省あたりでも大体算定ができてゐるはずだと思つて、農学関係の専門家は、そのくらいの見当は

〇高野一夫君　私は、大臣はともかく、労働省のそういうような専門の政府委員の方では相当の資料をお持ちになつてゐるものと、実は予期しておつたわけですが、それがたとえ見方の相違は別問題、たとえはさういふ見方をすれば、いさゝかさういふふうな判定の材料、さういふ条件で行くならばこのくらい。その前提、基礎は別問題として、いさゝかにしても、たとえば一千六百万人のうちのどれくらいがさうなつてゐる、さういふようなことがおわかりにならないで、今後の鉱工業に対する労働者の対策ができません。

〇高野一夫君　私は、大臣はともかく、労働省のそういうような専門の政府委員の方では相当の資料をお持ちになつてゐるものと、実は予期しておつたわけですが、それがたとえ見方の相違は別問題、たとえはさういふ見方をすれば、いさゝかさういふふうな判定の材料、さういふ条件で行くならばこのくらい。その前提、基礎は別問題として、いさゝかにしても、たとえば一千六百万人のうちのどれくらいがさうなつてゐる、さういふようなことがおわかりにならないで、今後の鉱工業に対する労働者の対策ができません。

〇高野一夫君　私は、大臣はともかく、労働省のそういうような専門の政府委員の方では相当の資料をお持ちになつてゐるものと、実は予期しておつたわけですが、それがたとえ見方の相違は別問題、たとえはさういふ見方をすれば、いさゝかさういふふうな判定の材料、さういふ条件で行くならばこのくらい。その前提、基礎は別問題として、いさゝかにしても、たとえば一千六百万人のうちのどれくらいがさうなつてゐる、さういふようなことがおわかりにならないで、今後の鉱工業に対する労働者の対策ができません。

〇高野一夫君　私は、大臣はともかく、労働省のそういうような専門の政府委員の方では相当の資料をお持ちになつてゐるものと、実は予期しておつたわけですが、それがたとえ見方の相違は別問題、たとえはさういふ見方をすれば、いさゝかさういふふうな判定の材料、さういふ条件で行くならばこのくらい。その前提、基礎は別問題として、いさゝかにしても、たとえば一千六百万人のうちのどれくらいがさうなつてゐる、さういふようなことがおわかりにならないで、今後の鉱工業に対する労働者の対策ができません。

おつけになつてゐるはずだ。それでは政府委員に伺いますが、あなたはさういふふうにお考えになつてゐるのか。

〇高野一夫君　私は、大臣はともかく、労働省のそういうような専門の政府委員の方では相当の資料をお持ちになつてゐるものと、実は予期しておつたわけですが、それがたとえ見方の相違は別問題、たとえはさういふ見方をすれば、いさゝかさういふふうな判定の材料、さういふ条件で行くならばこのくらい。その前提、基礎は別問題として、いさゝかにしても、たとえば一千六百万人のうちのどれくらいがさうなつてゐる、さういふようなことがおわかりにならないで、今後の鉱工業に対する労働者の対策ができません。

〇高野一夫君　私は、大臣はともかく、労働省のそういうような専門の政府委員の方では相当の資料をお持ちになつてゐるものと、実は予期しておつたわけですが、それがたとえ見方の相違は別問題、たとえはさういふ見方をすれば、いさゝかさういふふうな判定の材料、さういふ条件で行くならばこのくらい。その前提、基礎は別問題として、いさゝかにしても、たとえば一千六百万人のうちのどれくらいがさうなつてゐる、さういふようなことがおわかりにならないで、今後の鉱工業に対する労働者の対策ができません。

〇高野一夫君　私は、大臣はともかく、労働省のそういうような専門の政府委員の方では相当の資料をお持ちになつてゐるものと、実は予期しておつたわけですが、それがたとえ見方の相違は別問題、たとえはさういふ見方をすれば、いさゝかさういふふうな判定の材料、さういふ条件で行くならばこのくらい。その前提、基礎は別問題として、いさゝかにしても、たとえば一千六百万人のうちのどれくらいがさうなつてゐる、さういふようなことがおわかりにならないで、今後の鉱工業に対する労働者の対策ができません。

お考えになるならば、六カ年後にどうなるか。果して収容し切れるのか。こゝういふようなことを伺うためには、現在とありあらず私は農林水産業における、実際にいってあふれているのはどのくらいあるか、こゝういふ実情をつかまずして鉱工業だけ問題にしたところで始まらぬと思ひます。

○政府委員(江下孝君) 以上の点につきましては、実は日本の国の雇用の基本的な問題でもございまして、経済審議庁に答弁させた方が適當と思ひます。

○榊原孝君 先ほど私冒頭に、総合経済六カ年計画という政府の計画の詳細なる資料を出していただき、先日も要求したにもかかわらず、昭和二十八年と三十五年度の数字と、三十五年度は理想論だと思ひますが、そこで各年度におけるところの詳細な数字と、その説明ということをお委員長を通してお願いしたはずであります。今政府のお話を聞きますと、その間何もわからぬのだというふうなお話であります。そうするとこの次までにその資料をお出し願えるのか願えないのか、委員長からお聞きを願ひたい。

○委員長(小林英三君) どうです政府委員、さっきの榊原君の……。

○政府委員(江下孝君) 私の承知しております関係では、さっき榊原委員がおっしゃいましたような、六カ年間を通ずる月別の詳細の計画というものはまだできていないやに聞いております。ただ五年、三年先につきましては一応の見通しというもののについては、一応の成案があるやうに聞いておりますが、私から申し上げますより、その点については、経済審議庁から一つ資料

等も提出させて説明された方が適切であらうと思ひます。

○榊原孝君 それでは次回におきましては一つ私にお示しを願ひ資料は、経済審議庁と十分御連絡の上、私どもに納得のいく数字を示していただきたい。ならばに今高野君がおっしゃいました産業別のものにつきましては数字を出していただきたい。わからぬならわからぬでいいのだ。わからなければ、さういふことがわからなければいいのであります。わからなければ、最後の昭和三十五年においてどうだこうだということとは、選挙当時言つた、民主党内閣が公約をなすつたのは、鳩山さんと同じ理想論ですか。

○国務大臣(西田隆男君) わからぬと申し上げておるのではなくて、ただいまここに数字を持ち合せておりませんが、経審の方で詳細の計画を当然立つべきであるし、作つておると思ひます。経済六カ年計画というものは、これは経済計画による計画を年々実行することではなくて、あるいはさうしたという一応の希望図を経済六カ年計画で描いておられますので、その線に沿つて実際の政治をやつていきたい、こゝういふことだと私も考えておりますが、経審の六カ年計画が月別の詳細な数字ができておるかどうか、私自身承知しておりませんが、御要求でございまして、経審の方と連絡をとりまして、さういふ数字を持ち合せておりましたら、委員会に提出するやうにいたしましたと思ひます。

○榊原孝君 なお、次回において、私、とつさに資料をお出しになりましたら、そこで質問できないのでありますから、もしもこの次までに、二、三

日のうちこの数字がお出し願えますならば、次回に私質問させていただきますと思ひますが、次回まで出ないといふことになりますれば、私の質問は保留させていただきますと思ひます。

○政府委員(江下孝君) 相談してみなければちよつとわかりません。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(小林英三君) 速記を始めて下さい。

○高野一夫君 それでは大臣にまたお伺いしますが、今も相馬さんからもお話をありました通りに、あなたは初年度には経済六カ年計画が盛つてある。こゝういふお話である。しかし三十一年度から三十五年度については、今説明がでない、こゝういふようなことのように私はこれは誤解かもしれないが、たびたびさういふ印象を受けておるのですが、さうするとあなたはやはり雇用問題の解決はきわめて重要である、しかしまあ困難な問題とは言つていいらっしゃるけれども、この雇用問題、こゝに民主党内閣が完全雇用といふことを盛んに言つておつて、これも大事な公約の一つであります。さうすると雇用問題といふことについて、何も今後三年、五年、六年先についての雇用問題の見通しといふものはおわかりにならぬわけですか。先ほどの産業別の就業状況についても、どうも政府委員の方からもしつかりした答弁が得られない、こゝういふような状態においては雇用問題といふことも考えられないと思ひますが、これはどういふふうにご大臣お考えになっておるのですか。

○国務大臣(西田隆男君) 経済六カ年計画と無計画に三十五年度予算を編成したのではないので、経済六カ年計画は、先ほど申しましたように、潜在失業の問題は非常に重要な問題ではあるが、現在ではなかなか的確な数字がつかみにくいので、経済六カ年計画の中にも潜在失業者といふものは的確な解決の方法は見出されておられません。

従つて完全失業者といふものを一応対象にしての雇用という問題は解決されております。労働省としましては、経済審議庁の初年度計画に基づきまして二十万人三十五年度では失業者がふえるであろうといふ、さういふ想定を基本にいたしまして、さうして二十万人の失業者を失業させないやうに、いかにして失業対策事業に吸収するかというところに重点を置きまして、三十五年度の失業対策を一応考えておるわけでございます。

○高野一夫君 私は経審長官にお尋ねしてゐるのではないのであります。労働大臣にお尋ねしておる。そこで今のお話でございしますけれども、この三十五年度にはさういふ計画が盛られておる、こゝういふことはたびたび伺つておりますから承知しております。そこで、その雇用問題について、今御説明が一応あつたわけですが、何も将来に対しては、三十五年度はともかくとして、来年度から先何年計画、さういふやうな見通しですね、見通しといふものは現在の労働省には何もないわけですか。たとへばこゝであなたもたびたび言つていらつしやる通りに、労働省のいろいろな施策といふものは、やはり経済政策と調整して、関連して考えなければならぬ、こゝういふわけであり

ますから、それで私は特に伺ひたいわけですが、さういふ、日本の農林水産業の実態、鉱工業の実態といふことも現在労働省が考えておらない。さうして勤労者の就業状況、失業問題とか雇用問題について見通しが立つはずがない。これはどうですか。これは政府委員からでもけつこうです。

○国務大臣(西田隆男君) どもつともなお話ですが、あなたも御承知の通り、私労働大臣に就任しましてまだ時日がきわめて短かいのでして、その間に日本の全体の六カ年計画の片をつけましたといふとだめだと言われども、実際問題としては、なかなかさういきませんので、今三十五年度予算の問題を取り上げていろいろ御検討願つて、三十一年度以降については、あなた方の御意見も十分に聞いてやりたいと思ひますが、現在は三十一年度以降のことをどうするかといふ具体的に決定した案を持っておりません。

○高野一夫君 御答弁ができませんけれども、それでやむを得ませんけれども、しかし、あなた、大臣は予算の説明に當つて、あなたが述べになつておられます、それが基本になつておるはずで、あなたの施策の根本といふものは、あなたは、こゝういふ、こゝういふ精神、こゝういふ趣旨のもとに私は考えているといふことがちゃんとあつたてある。ちゃんとガリ版で刷つてある。何ページか書いてある。そこでさういふことから考えても、現在は現在、来年度から先は知らぬ、こゝういふやうなものであるのか。今のお話を承れば、単にさういふことであるやうにも聞えるのですが、それともさういふことではないので、将来に対して一応誤り

用の増大をはかつていく、これが理想的な姿であろうと考えております。しかしさつきも申しましたように、その計画の過程におきましては、日本のような経済実態から考えますというところ、ある場合においては一時的に失業者の形になることが想定されてきて、そういう場合においては、それを失業状態に置かないような対策を並行して樹立していくことによつて、一時的に次の経済規模の拡大による産業労働者の吸収という段階までは、雇用状態の続け

ていられるような対策を政府としては考へなければならぬだろう、こういう観点に立つて私は申し上げておるのであります。

○山本経勝君　そこで言われております労働問題が経済問題の一環であるという趣旨は、次のように理解してよろしいのでしょうか。つまり一定の経済のワクが考えられる。そのワクの中で起り得る労働問題、つまり雇用から賃金、一切の関係諸問題について処理される、こういうことになっていくと理解してよろしいのですか。

○国務大臣(西田隆男君)　私の希望を申し上げますならば、現在の賃金はだんだ

大に從つてだんだん雇用を増大していく、そして失業者のないような状態に持つていければ、これが理想的な希望でございます。しかしながら實際問題としましては、日本のような底の浅い経済実態においては、そういかないでトラブルが起きてくることが十分考えられる。そういう場合に労働条件の劣悪を招かないようなことを考えなければならぬし、失業の状態に陥つておる人に対しては、失業者として苦し

ないような労働対策も講じなければいけない。こういうことは総合的に一貫して、並行して行われてこそ、初めて経済六カ年計画の達成の段階に進んでいける、こういうふうに考えておられますので、労働問題につきましては、そういう措置をとっていききたい、かように考えております。

○山本経勝君 続いて一つ重大な問題についてお伺いしておきたいのですが、これは失業問題とはやや趣きを異にして、一昨年以来非常に顕著に増大した問題であります。賃金の遅払い、不払いというのが慢性的に、しかも広範に現われておるわけであり、ところがこれについては、労働大臣の方はいく、方針を御説明になる際にも、何ら言及されておられませんし、またその実態についての資料の提供もなさっておりません。この賃金の遅払い、不払いというのは労働問題ではないとお考えになるのかどうか。

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたします。労働問題でないとは考えておりません。労働行政のうちの一つであることは間違いございません。労働省としては、漫然手をこまぬいていては強固な方法をとってできるだけのものを少なくするように労働省としても努力いたしております。数字につきましては、政府委員の方から説明いたします。

○政府委員(重樫一君) 賃金の不払いにつきましては、ただいま労働大臣より申しましたように、労働基準局におきまして、特に重点的に取り上げまして、労働金庫を通ずる融資とか、あるいは昨年末におきましては石炭産業

に対しまして二十三億に上る融資を出すなど、いろいろ努力しておるわけであり、現在におきます賃金不払いの件数及び金額につきましては、今年の三月におきまして、約五千件の不払い事案を把握しております。金額におきましては総額約十六億に上っております。なごり次第でございます。なお要しますれば、あとで詳細な数字の資料を御提示申し上げます。

○山本経勝君 続いてお願いしたいのですが、この基準法によりまして、御承知のように、通貨をもつて直接一定の期日に支払わなければならないという明確な規定がございますが、それにもかかわらず、働いた賃金もろくな場、鉱山等において、規定された退職金の支払いがなされない、こういう状態について、この明確な規定に基づく措置は、労働省としてはどのようになさってきたか、また今からどのようになさるおつもりか、その所信を伺っておきたい。

○国務大臣(西田隆男君) 具体的な問題ですから、一つ一つ政府委員から。○政府委員(重樫一君) 法律におきましては、賃金は仰せの通り通貨をもつて直接に一定の期日に払わなければならないという事になっております。従いまして、支払能力があつてなかつた支払わないというものは、悪質なものとして送検し、処罰しております。ただ実際問題といたしまして、実際になかなかその支払能力が出ない、税金もなかなか払えない、こういうものにつきましては、これを送検してみたところで、実質的に労働者

の保護にはならぬわけであり、そこでそういうものにつきましては、監督官が現場に参りまして、労使と協議して今後における支払いの見通しを立て、あるいはそれに對する労働金庫の融資とか、あるいは先ほど申しました年末などにおいて困る場合には、二十三億という融資をするとか、あるいは中小企業に對する金融措置のあつせんをするとかいうようなことを、具体的な状況に應じてできただけの、労働者にとつて実質的な保護、実質的な賃金の回収になるような方途を講じておるわけでございます。

○山本経勝君 続いて、ただいまの御答弁で、極端にいへば、支払能力がないからやむを得ないのだと、そこで実質的な救済を考へる、そして労働銀等の融資による何らかの方法あるいは中小商工業者、企業者に対する融資等の方法を考へて、実質的な救済をされるというのですが、こういう状態をずっと継続していかれるつもりなんですか。そういう融資やその他労働等を通じて未払い賃金で生活苦にあえいでいる労働者の家庭に對する救済を、これは救済というより貸付金ですか、これは返済しなければならぬ、それはどういふふうにして解決がつくというお見込みでございますか。

○政府委員(重樫一君) 継続的とお申します意味は、感通して受け取ったかも知れませんが、賃金不払い事件が、デフレ経済のもとにおいて発生して以来、労働基準局といたしましては、重点的にずつと措置を講じて参つております。将来ともずつと継続してやつていきたいと思つております。そうして具体的な案件につきましては、それが

相当長期にわたつて、一挙に払えない場合には、逐次払つていくような計画を立て、それを監視と申しますか、お世話をすると思ひますか、ずつと保護して参つておるのであります。

○山本経勝君 先ほど基準局長の方からお話がありましたが、三月現在で未払い、不払いの賃金件数が五千件ですが、金額にして十六億と言われたのですが、私どもの地方の実情からいいますと、およそ十六億程度の遅払いではないと思ひます。でも、もつともっと実際には多いと思ひますが、これについては、一応資料の提出方をお願いしたい。この件数、産業別、それから経営規模別の実情について、具体的な資料の提出をお願いしておきたいと思ひます。

それから賃金遅払い、不払いについて昨年度非常に問題が起りました。特に炭鉱では九州で大問題を起したものであります。この際などに、労働省あたりにはあります資料につきまして、まことに不備な、しかも古い資料であつて、三月現在とかりに今言われまふけれども、これはおそろしく今年の一月か、あるいは十二月ごろの資料ではないかと判断せられる、そういう状況がありまふので、この資料について特別にお願いをして、正確な最も新しい資料を、産業別に分類した実態の資料の提出をお願いいたします。

○政府委員(重樫一君) 承知いたしました。

おりますが、これを要求されたときには、民主党の公約に從つたお考えで出されたと思ひます。私どもはこの数字だけでもまだ納得できないところがあるのでございますが、これが百二十億も削られて三分の二になつてきた。そうしますと大蔵省の削減によつて、民主党が公約した失業者の救済は、完全雇用はできなかったんだ、こういうふうに解釈してよろしいかどうか。

○国務大臣(西田隆男君) これはさつき相馬委員からの御質問のときにお答えいたしました。私がこの失業対策について特に考慮をいたしましたのは、地方財政との関係ももちろんございませう。ございませうが、国自身が行なはならない失業対策事業については、現在のようない、あまり生産効率の高くない失業対策事業をやつておつたのでは、ただ金をくれるというふうな結果に終るおそれが多分にありますので、これは国が全額を国庫負担をいたしましたし、そして材料費等においても十分給与して、生産に寄与できるように方面に失業対策を重点的に行うべきだ、という私の基本的な考え方に基づいて、実は全額国庫負担で相当数の人間を予定いたしました。そして労働省で実は請求したわけですが、いろいろ折衝いたしました結果、さつき申し上げましたように、人員は三万人に減らされるし、金額は五分の四に減らされ、材料費も二百億程度に押えられ、事務費の値上げもできなかったというふうな状態で、労働省としましては、経審の方では約二十万ぐらいであらうとは考へておりましたけれども、これはお互ひに自分の責任を持つておりまする役所に行きますと、経審が二十万と

○阿具根登君 時間がありませんので、失業問題についてあるいは重複するかも知れませんが、大臣に御質問して、あとは次回にいたしたいと思ひます。要求額が四百億になつて

いったって、こっちは二十五万ももらいたいという希望もあります。そういう関係で予算が削減されたという結果になっておりますが、はなはだ残念とは思いますが、どうかこの程度なら切り抜けていくことはできはしないかと、かように考えております。

○阿具根登君　そこで先ほどちよつと質問したんですが、それでは今までの情性をそのまま踏襲されておる。この予算案の説明を見ましても、自由党が今までやってこられたの何が進んでおるか。民主党が公約されたのとどこが一致しておるか。自由党で今までは八十四万もふえていた。こういう点から考えまして、失業対策という点とは、まず現在以上の失業者を出さないことだ、今出ている失業者を吸収することだ、こういうことを考えてみます場合に、ただこの予算を幾分ふやされて、そして土木事業等が少しふえておるようですが、これでは少くとも公約された失業者の雇用ということには私に不可能だと思ふのですが、どういふことになるでしょうか。

○国務大臣(西田隆男君)　労働対策として、失業者を出さないような労働対策がとればこれに越したことはございません。これはまあ理想でございます。そういうふうにするわけでございますけれども、そういうことを念願しながら経過の過程においては、失業者が出てくるのが想定されますので、その想定される失業者に対しては、拱手傍観、何ら手を打たないというのでは、これは全く労働対策にはなりません。従って金額の点が少かつ

たとか、あるいは考え方が自由党と変りはないじゃないかという御批判は、これはありません。あります。うけれども、私から言いますと、今までやってこられたことよりも、基本的な考え方において一歩前進しておる。そして自分が考える通りの予算はとれなかつたけれども、まあ窮屈な財政の中からある程度の予算をとって、これは必然的にいまして義務経費と同じようなことでありますから、計上するのが当然なんです。その当然なところが今までやられていないというような実情にあったのが、今度は当然のことばやうなければならないという考え方に變えての金額の計上がされておるという点で、一歩前進したと、うぬぼれじゃありませんけれども、私自身はさういふに考えております。あなたの御批判がいろいろあります。無理なところもあるけれども、実際問題というものは、そう考へておる通りに解決つものじゃないことは、阿具根さんも十分御承知と考へます。

○阿具根登君　私はさういふ点はわかってるのですけれども、民主党が公約された、また西田労働大臣の新しい感覚が、また今までのたがひ御意見を伺っておりまして、その考え方から行くな、何か抜本的なことを考へておられるのではないかと、私は期待を持っておりました。たとえは、こういう事業を起すためにだけ金が要るのだ、それは通産省関係じゃないかと言われるかもしれないけれども、ただし寄せられた失業者だけを考へておられるのじゃないかと、私が言つたように、失業者を出さないこと、吸収することという原則からいって、経済関係とし

て、もつと抜本的な考えを持って、これだけの予算は計上したけれども、削られたのだというならわかるけれども、この予算を見ても、ちよつと自由党のときと進んでおらない、ちよつと指摘しておるわけなんです。何か吸収するための抜本的な考え方を持っておられなければ、それを一つお知らせ願ひたい、こう思ふのです。

○国務大臣(西田隆男君)　労働大臣が財政投融資とか、将来の日本の産業、企業の希望図を描いて、その方面に労働力の吸収を要するということは、これは決して所管外の問題じゃないと考へております。いろいろ懇談会等においては話合つておりますけれども、こういう問題は短時に具体的に解決のつく問題ではございません。一応三年度の予算の編成に当りましては、経費の六カ年計画の初年度の構想に基いて、一応この予算を作つたのであります。今後の問題として、将来増加する労働人口というものをどういふ方面に吸収していくかという問題は、当然今あなたのお話のあつたやうな観点に立つて、どの産業に、第二次産業というやうなもの、どういふ産業を将来財政投融資の対象として助成発展させていくかという問題は、今後論議されるだろうと考へております。そういう場合に、労働行政を担当しておる私としては、いわゆる失業者がふえないやうな形において産業の開発、規模の拡大をやるように強力な提言をし、努力をするということは、これはもう当然のことでございます。

○阿具根登君　ちよつと特別失業対策の問題についてお尋ねしますが、これは継続になっているようであります。が、この責任はどこにあるのか。建設省にあるのか、あるいは労働省にあるのか。一例を申し上げますと、特別失業対策事業というものを取り上げておるけれども、これは建設関係の土建業者が握つてしまつて非常な不正が行われておることを私は知つてゐる。それでこの特別失対については、直営でやられるつもりか、これを土建の方にまかして土建の請負業者にやらせるつもりか、それをお伺ひしたい。

○国務大臣(西田隆男君)　昨年度までは、この特別失対事業というものは五千人分しか予算に計上してありません。きつめて少い人数で、金額もわずかであります。本年度は三万人で、予算も相当金額が上つております。従つて建設省がやるのか、労働省がやるのかという、具体的に申し上げますと、労働省が実施権を握つております。と申しますのは、かりにどの地方に失業者が何百人、何千人いる。この失業者が労働能力を十分に持つてゐるということになりますれば、その失業者を対象にして、その失業者の通つていける範囲内において、道路の補修、改修、舗装というやうなものを労働省で考えまして、そしてその計画を作りまして実施官庁である建設省に、この道路を舗装せよ、この道路を改修せよ、失業者はこれだけの失業者を吸収せよという条件をつかまして、御承知のやうに、労働省は実施官庁ではありません。その実施方を建設省にお願いする、こういう形態で進むのが特別失業対策事業になっております。

○阿具根登君　それはきつめてけつこらだと思ふのですけれども、去年の五千八千人のうち大部分は建設省関係で

握られてゐると私は聞いておりますが、関係課長の方からはつきりと御説明願ひます。

○国務大臣(西田隆男君)　阿具根さんのお尋ねになつておりますのは、緊急失業対策の方ではございませんか。特別失対の方ではないと思ひますが。

○阿具根登君　さうでした。その点について……

○政府委員(江下孝君)　昨年度の予算におきましては、御承知の通り道路事業といつたしまして、緊急就労対策費といふものを組んでおります。この予算は当初から建設省所管の予算になつていたのであります。そこでただ緊急就労といつたしましては、一般の失業対策事業のみによりましては、なかなか失業者の吸収が実情に沿わないということから、過渡的な形といつたしまして、一部公共事業を緊急就労という形で実施をするということになりました。従ひまして予算も建設省にありまして、実施の方法等も建設省の色彩が非常に強かつた。私ももちろん緊急就労については、実施の場所その他につきましては十分協議をしてやつてゐるわけなんですけれども、やはり諸君等もやらざるを得ないやうな事情にあつたわけです。今度の特別事業は、これは現在労働省の予算に組んであります。これを實際使いますときは、ただいま大臣も申し上げましたやうに、建設省に移しかえて労働省と建設省で計画を両方立てまして、それによつて実施するということになります。従つて諸君等はほとんど私はないというのが実情じゃないかと思ひます。

○阿具根登君 緊急特別失対の問題につきましては、一、二の例も上つておられますから、次回に關係の方に御質問申し上げます。

それからちよつとはずれますが、大臣が最初に言つておられるのは、大臣も一応は経営者でございまして、労働關係のことを非常に深くこころで書いておられますが、労働關係で年中行事的に労働爭議が起つてくるのはけしからんというふうなことを、最初から念頭に置かれておられると思ふのです。が、労働關係の紛争が那邊であつて、どういふことでこういふことをお考えになつたか。たれも労働關係の紛争が起るのを好んでいふものはおらないと思ひます。ところが、紛争をやつてないといふところならば、紛争をやらないでいいはつきりした御見解があるものと思つておりますが、ここに書いておられるのは、私たちは納得できないから、もつとはつきりした御見解を承りたい。

○國務大臣(西田隆男君) 別にこたわつて考へてもらはないように一つお願いしたいと思ふのですが、實際に、最近と申しますと證據があるかもしれないが、今まで労働爭議というものは、これはもう阿具根さんに言わせれば理屈があると思ひますが、一般国民から見ますと、またやつておられるのか、あつてまたやつておられるのかというふうな、国民全体が労働爭議があまり多過ぎるというふうな感覺を持つておられることは、これは事實間違いないと思ひます。従つて私はこれはもうきわめて抽象的に、概念的に、概念的に申し上げたのですが、そういうふうな労働爭議がきよもやつておられる、あ

すもやつておられる、またかというふうな新聞を見るたびに起るような状態で、この労働爭議が起きますと、紛争の解決に労働雙方とも全力を尽していかなければならぬ。そして日本經濟の復興も、自立も、その方法を研究しようにも何もそういふいとまもない。労働爭議といふことだけに追われ通してゐるというふうなことは、日本經濟の自立を叫んでもなかなか達成は困難ではなからうか。従つて労働爭議が頻発するといふような經濟實際そのものは変えなくちやならないけれども、經濟實際がそうであるから労働爭議といふものはしよつちやう起きておつてもよろしいといふ考え方の上には立つておつちや困るというものが、私の大體基本的な考え方なんです。労働爭議が起きないで済むような世の中ができれば一番いいと思ふのです。しかしそうでもない世の中であつても、日本の經濟基盤を確立して、自立の達成を期する上においては、双方ともに、これは良識を持って一つ十起さなければならぬものは八つでもがまんしなければならぬ、八つやらなければならぬものは、五つぐらいでがまんしてもらわなければならぬといふ心組を一つ持つていた

○阿具根登君 常識で考えれば確かにごあいさつのときに申し上げたのです。私もそうだと思ふのです。しかしその前になぜストライキをやらなければならなかつたかという問題について触れずに、ただそういうこれはスト規制法が出されたときの、時の政府から世論といふ言葉でさんざん言われた問題でございしますが、だれだつてそういうことをやりたくないのに、そういう片

よつたところを片よつたストライキが起つておるといふ現実をどういふふうにお考えになるか。特に炭鉱の問題につきまして、それではお前らは黙つてしんぼうして、そして安い品物を生産して國民に与えろ、これ以外にこれを解釈することには私はならないと思ふのです。そういう感覺でいいかどうか。

○國務大臣(西田隆男君) これはなかなか、阿具根さんも労働組合の委員長をしておられたこともあるし、終戦直後の日本の石炭産業の實際から現在までの推移をお考えになると、必ずしも理論的に労働雙方とも適正妥協な道を歩いてきたと私は考へておりません。ある場合においては双方とも行き過ぎがあつた、ある場合には双方ともにや

あるといふところまでやつたこともあるといふふうには私は考へておりますが、決して私自身労働大臣になつて、労働行政を担当する上において、労働者の賃金を安くしなくちやいかぬ、労働者の賃金を値下げしなくちやいかぬといふようなことは考へておりません。しかし、一つ一つの個々の企業の実態を考へると同時に、日本經濟全般に対するやはりもの見方を総合して、そうして労働組合運動といふものの賃上げを、具体的に申しますならば賃金値上げといふようなことも行われるのが適正ではなからうか、ただ自分たちの企業だけを考へ、日本經濟全体といふものを考へないままに、資本家の考え方、あるいは労働組合側の考え方とも基本的には違はれぬといふような実態は好ましい実態ではない、かように私は考へております。従つて現在の情勢における石炭産業がどういふ難局に

立つておるかといふことは、これは阿具根さん十分御承知と思ひます。實際において賃金値上げのできる状態ではございせん。何とか国家的に救済する方法を講じるか、根本的に燃料対策といふものを、将来の見通しをつけて根本的な方法を決定するか、いずれかしなければ、石炭産業自体の維持が困難ではなからうかと思はれるほど、石炭産業は現在行き詰つております。大手筋を受けておりますけれども、中小炭鉱のごときは、銀行は一銭も融資をしません。昨年の年末ごろ、中小炭鉱がわれわれに陳情に來まして、そして保険料の納入とか、あるいは税金の未払いといふようなものを各省に連絡をつけて、一時しのぎの方法で延納を現在認めさせておられますけれども、これはとてもその強化はできぬと思ひます。従つてそういう問題については、政府がただどうするかという問題ではなくて、労働雙方が自分の産業をどうしてやつたらいいかといふことを考へなければならぬ段階に來ておる。そういう観点から考へますと、最近行われております賃上げは、この際そうそう、産業が氣息えんえんとしてゐるにもかかわらず、なお賃上げしなければならぬといふだけの大きな生活問題に對する理由の発見に私は苦しんでおります。

○阿具根登君 もう時間もないようですが、委員長からせかれておるようです。本問題は大臣とどこまで行つても並行線ですからこれ以上やしませんけれども、そこで来たといふことが、国がやる問題でなくお前たちがやる問題だといふことは私は聞えませんが

立つておるかといふことは、これは阿具根さん十分御承知と思ひます。實際において賃金値上げのできる状態ではございせん。何とか国家的に救済する方法を講じるか、根本的に燃料対策といふものを、将来の見通しをつけて根本的な方法を決定するか、いずれかしなければ、石炭産業自体の維持が困難ではなからうかと思はれるほど、石炭産業は現在行き詰つております。大手筋を受けておりますけれども、中小炭鉱のごときは、銀行は一銭も融資をしません。昨年の年末ごろ、中小炭鉱がわれわれに陳情に來まして、そして保険料の納入とか、あるいは税金の未払いといふようなものを各省に連絡をつけて、一時しのぎの方法で延納を現在認めさせておられますけれども、これはとてもその強化はできぬと思ひます。従つてそういう問題については、政府がただどうするかという問題ではなくて、労働雙方が自分の産業をどうしてやつたらいいかといふことを考へなければならぬ段階に來ておる。そういう観点から考へますと、最近行われております賃上げは、この際そうそう、産業が氣息えんえんとしてゐるにもかかわらず、なお賃上げしなければならぬといふだけの大きな生活問題に對する理由の発見に私は苦しんでおります。

○國務大臣(西田隆男君) 御説ごもつとも、私もお困りになつておるのをし

いふわけですか。そこで来たといふことは、この企業は成り立たない、そうすればこの企業は成り立たないから捨ててもいいか、それはできない。そうする場合は国がやるのが第一だ。私は言外にもそういうことを大臣は考へられておられると思ふ。これをただ見ただけでは、日本の經濟實際から見てもあつたやうであります。今の言葉

に中におつてどれだけの水準におる人に対してそういうことが言えるかといふことになつてくると、あえて私はここで一時間や二時間大臣と討論してもおさまらないと思ふ。また人にも御迷惑だと思ひますので、これ以上質問いたしませんけれども、ただこれを受け

たから、お前たちがまんしろといふつもりはありません。何らか政府としては当然措置をとらなければならぬと、そう考へております。今までとられてきた燃料対策、特に石炭対策といふものは、誤つておつた、だからこの際誤つておつたやつを根本的に將來石炭産業の安定、石炭産業が安定すれば、

労働問題も安定するといつても間違いないと思ひますが、その安定を目ざして、何らかの抜本的対策をとらなければ困るだらうと思つて、内閣として、通産省でおこるかもしれないが、案の内容は別問題として、政府としては、こういう方策をとつていかなければならないのじゃないかといふことで検討して、今法律を出す準備をいたしておりますが、遺憾ながら、労働問題をどう処理するかという点については、解決がつきませんので、提案の運びになつておりません。それで私が最初申し上げましたような本立法において、労働者側に不利益をもたらすことのないように、何とかしてせめて並行してそれに対する大綱の措置が決定した上で法律案として提案いたし、御審議をわすらわれないと、今せっかく努力中であります。政治力が足りませんので、あるいは私の考え方が通らないかもしれませんが、その点は一つ御了解を願ひます。

○委員長(小林英三君) 本日の質疑はこの程度にいたしまして、他は次回に譲りたいと思ひます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林英三君) 御異議ないようでございますから、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

五月十四日本委員会に左の案件を付託された

一、附添看護制度廃止反対に関する請願(第二八四号)

一、附添看護制度廃止反対等に関する請願(第二八五号)

一、附添看護制度廃止反対に関する請願(第二八六号)

一、クリーニング業法中一部改正に関する請願(第二八九号)

一、理容師美容師法改正等に関する請願(第二九〇号)

一、戦傷病者の完全医療給付等に関する請願(第二九一号)

一、附添看護制度廃止反対に関する請願(第二九二号)

一、健康保険法改正反対等に関する請願(第二九六号)

一、生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願(第二九七号)

一、未帰還者留守家族等援護法による療養給付適用期間延長等の請願(第二九八号)

一、附添看護制度廃止反対に関する請願(第三〇一号)

一、東京都多摩村向ノ丘に結核療養所建設反対の請願(第三〇二号)

一、美容師法制定に関する請願(第三〇六号)

一、理容師美容師法改正等に関する請願(第三一〇号)

一、附添看護制度廃止反対に関する請願(第三一三三号)

一、学徒戦争被害者の援護補償に関する請願(第三一五号)

一、附添看護制度廃止反対に関する請願(第三一六号)

一、技能者養成機関経費の助成に関する請願(第三二二一号)

一、戦没者遺族の処遇改善に関する請願(第三二五号)

一、健康保険法改正反対に関する請願(第三三一一号)

一、附添看護制度廃止反対に関する請願(第三三三三号)

一、健康保険法改正反対に関する請願(第三三四号)

一、未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願(第三四〇号)

第二八四号 昭和三十年五月四日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 東京都中野区江古田三ノ一、一六一 村上と

外二百五十七名

紹介議員 上條 愛一君

厚生省では国立療養所の附添看護制度廃止の方針を進めていると聞くが、もしこれが実施されることになると、入院患者を苦境に陥れるばかりでなく、一家の支柱となつて老人、子供または病める夫を扶養している附添婦の生活は困窮をきわめることになるから、国立療養所の附添看護制度を従来通り存続せられたいとの請願。

第二八五号 昭和三十年五月四日受理

附添看護制度廃止反対等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町国立療養所清瀬病院内

脇坂健夫外千七十一名

紹介議員 重盛 壽治君 山下 義信君

厚生省は、医療扶助並びに保険給付の節約を計るため、国立療養所の附添看護制度を廃止しようとしているが、もしこれが実施されることになると、老人、子供または病人をかかえ他に職もない附添婦を路頭に迷わせ、または看

護内容の低下により患者の生存権を奪うことにもなり由々しい社会問題となるから、附添看護制度を存続せられるとともに、国立療養所雑仕婦(夫)の定員化並びにその予算措置、入院院基準反対、社会保険費の増額等について善処せられたいとの請願。

第二八六号 昭和三十年五月四日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 奈良市西大寺町九六九金山文九外九百九十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第二八九号 昭和三十年五月四日受理

クリーニング業法中一部改正に関する請願

請願者 名古屋市中区田崎町二ノ一〇七愛知県クリーニング商業協同組合理事長 山田利一

紹介議員 長谷部ひろ君

現行クリーニング業法は、クリーニング業に対して公衆衛生の見地から必要な指導および取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的として制定されたのであるが、

当時は占領軍の治政下にありわゆるG・H・Qの制圧によりわが国クリーニング業の実態に即した立法構想がわい曲されてドライクリーニング部門に重点をおいた現行法の制定をみたまま今日に至つての關係上、クリーニング業における指導ならびに取締の円滑化と的確化および経営ならびに技術の合理

化に支障をきたしているから、本法第二条第一項中の「石油質」を「揮発性」に、同第四項中の「ドライクリーニング」を「クリーニング」に改めるとともに第二項に「その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置」の一号を加へること等の改正を図られたいとの請願。

第二九〇号 昭和三十年五月四日受理

理容師美容師法改正等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大通り理容師会連合会内 沢沢 敬次郎

紹介議員 川村 松助君

最近理容業界においては、しばしば不当に低廉なる料金をもつて営業する者が現われ、これがため業界に不正な競争を激成し、業界の安定をおびやかすが、このとき傾向がいろいろしく、これをそのまま放置することは、理容業者の生活権をわづらひかすばかりでなく、ひいては国民の保健衛生上にも影響するところがあるから、理容業安定のために、(一)現行理容師美容師法の改正、(二)理容業安定に関する立法、(三)公衆衛生並びに業者の生活と営業を保障するに足る公正料金の確立、(四)社会保障制度の実施等適切な施策を緊急に講ぜられたいとの請願。

第二九一号 昭和三十年五月四日受理

戦傷病者の完全医療給付等に関する請願

請願者 島根県松江市上乃木町国立療養所松江病院内

清水和重外百三十四

名
紹介議員 東 隆君

長い間の療養にもかかわらずいまだ回復せず生活能力のない戦傷病者に対し、(一)完全な医療給付の立法化、(二)恩給受給資格のない者に対する生活費の支給、(三)治療制限の撤廃、(四)軍人恩給決定における項症規準の引上げ、(五)増加恩給を受け、国立療養所で療養中の者に対する一部負担金の撤廃、(六)回復者に対する強制雇用の立法化等に関しすみやかに施策を立てるとともにその予算措置を講ぜられたことの請願。

第二九二号 昭和三十年五月四日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内森川博志外五百六十六名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第二九六号 昭和三十年五月六日受理
健康保険法改正反対等に関する請願

請願者 高知市通町四ノ一七二 橋本亘外三百九十六名
名
紹介議員 湯山 勇君
政府は、今国会に、七十一億円といわれる健康保険の赤字をうめるために、(一)保険料率を引き上げること、(二)短期療養者の診療費の一部を自己負担とすること、(三)監査を強化すること、(四)給食費を被保険者負担とすること等の実現のため健康保険法

の改正案を提出することであるが、このような改正は、国民の健康と生活を破壊するものであるから、同法の改正には反対であるとともに、危機にひんしている健康保険再建のために健康保険の国庫負担額を増加するよう予算措置を講ぜられたことの請願。

第二九七号 昭和三十年五月六日受理
生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

請願者 高知市通町四ノ一七二 橋本亘外四百一名
名
紹介議員 湯山 勇君
生活保護法の最低生活基準額は非常に低く、受給者の半月分の生活費にも満たない状態にあるにもかかわらず、政府は約九億円の生活保護費の減額を図っていることはまことに遺憾であるから、生活保護法の最低生活基準額を引き上げるとともにその予算措置を講ぜられたことの請願。

第二九八号 昭和三十年五月六日受理
未帰還者留守家族等援護法による療養給付適用期間延長等の請願

請願者 高知市通町四ノ一七二 橋本亘外三百七十九名
名
紹介議員 湯山 勇君
先般未帰還者留守家族等援護法が改正されて療養を続けながら増加恩給を受けられることになったが、これは一等症患者のみで二等症患者には適用にならないばかりか、これが裁定までは一箇年を要する有様で、その間の療養生活を続けていく上に必要な日用品すら買えない実状に加えて、本年十二月

には療養給付期間が満了となるため、未復員患者は困難な立場に追い込まれているから、(一)未帰還者留守家族等援護法による療養給付を延長すること、(二)同法による療養患者の生活を保障すること、(三)結核患者の増加恩給を五項症以上とすること、(四)未復員者には内、外地発病の別なく増加恩給を支給すること、(五)恩給手続を簡素化すること等の実現を図られたことの請願。

第三〇一号 昭和三十年五月六日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 高知市通町四ノ一七二 橋本亘外四百六十六名
名
紹介議員 湯山 勇君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第三〇二号 昭和三十年五月六日受理
東京郡多摩村向ノ丘に結核療養所建設反対の請願

請願者 東京都多摩郡多摩村長 高野幾三外一名
名
紹介議員 安井 謙君
三鷹市下連雀二四一久保孝四郎氏が現在東京都多摩郡多摩村向ノ丘に結核療養所を建設しているが、本建設地一帯は風光明媚の上数多の史跡を有する関係上、東京都の自然公園に指定され、都民の観光ならびに休養地として、かつ児童生徒の校外教育場として重大な使命を果しており、一方近くに本村中学校があり教育上からも憂慮されているから、当該地には結核療養所を建設しないよう取り計らわれたことの請願。

第三〇六号 昭和三十年五月六日受理
美容師法制定に関する請願

請願者 山口県下関市赤岸町三浦栄
名
紹介議員 赤松 常子君
美容と理容とは全く異なる内容をもつ業態であり、その利害ならびに主義主張はたがいあい異なるのであるが、現在はこの二つの業態が一つの法律下におかれ、しかも理容に重点をおいた現行法では美容師は常に理容師の政治的圧力をこうむり、美容師独自の理想を実現できないから、美容師のみを対象とした単行法を制定せられたことの請願。

第三一〇号 昭和三十年五月七日受理
理容師美容師法改正等に関する請願

請願者 香川県観音寺市観音寺町甲三、〇二〇 太田 定男
名
紹介議員 白川 一雄君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三一三号 昭和三十年五月七日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 熊本県菊池郡泗水村大字吉富国立療養所菊池病院内 青フサエ外四百三十七名
名
紹介議員 内村 清次君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第三一五号 昭和三十年五月九日受理
学徒戦争被害者の援護補償に関する請願

請願者 熊本市清水町室園五〇四 宮原周治
名
紹介議員 谷口弥三郎君
戦争の直接犠牲者である元軍人、軍属等に対しては、完べきなものとはいえないまでも、昭和二十七年四月施行の戦傷病者戦没者遺族等援護法により一応の解決を見ることができたのであるが、戦時下の学徒勤労動員中、空襲等によつて身体にいちじるしい障害を受け、苦痛の毎日を送っている学徒被害者に対してはいまだに何らの救済策も講じられていないことは誠に遺憾であるから、学徒勤労動員中の戦争被害者にすみやかに援護補償措置を講ぜられたことの請願。

第三一六号 昭和三十年五月九日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四日本患者同盟群馬支部内 古川圭介外三千六十三名
名
紹介議員 大和 與一君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第三二一号 昭和三十年五月九日受理
技能者養成機関経費の助成に関する請願

請願者 埼玉県川口市川口技能者共同養成所内 永瀬 吉五郎
名
紹介議員 天田 勝正君
昭和二十九年度予算において技能者養成機関に対する助成費を全く削除した

が、現下のわが国企業において製品品質の向上、合理的コスト引下げのためには技能水準の向上にまつものが多く、ことに中小企業におけるその比重は重大なものがあるから、技能者養成機関に対する助成費として一億六千九百五十八千八百円を昭和三十年年度予算に計上せられたいとの請願。

第三二五号 昭和三十年五月九日受理

戦没者遺族の処遇改善に関する請願

請願者 千葉県印旛郡印旛町印旛郡遺族連合会内 大

菅喜一外七百四十三名

紹介議員 川口爲之助君

戦没者に対する公務死認定については、今次大戦の特異性と戦後の新しい時代の人命尊厳の見地からこれを全部公務死と認定せられ、軍人以外国家の要請に基いて動員徴用された者の遺族にも軍人遺族に準じて弔慰金並に年金を支給せられたい。なお、遺族の処遇を改善するため、(一)戦没者遺族の公務扶助料を文官なみに引き上げること、(二)進学を希望する遺児に奨学資金を貸与すること、(三)未亡人並に遺児に対して、就職をあつ旋すること、(四)生活の困難な遺族に対しては特別の救済措置を講ずること等の早期実現を期せられたいとの請願。

第三三一号 昭和三十年五月九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 京都市右京区山田平尾町一七京都厚生園内

西村孝正外五百四十二名

紹介議員 竹中 勝男君

健康保険法による結核入院患者は、少い傷病手当で療養するには無理が多、その生活は困窮をきわめており、最も必要な栄養を補給することができない状態であるにもかかわらず、政府は健康保険法を改正し、患者の負担を重くしようと企図していることは、結核入院患者をますます窮地に追い込むものであるから健康保険法の改正には反対であるとの請願。

第三二二号 昭和三十年五月九日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 京都市中京区壬生東高田町二市立京都病院内

比嘉盛正外二百七十四名

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第三三三三号 昭和三十年五月九日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 兵庫縣有馬郡三輪町国立兵庫療養所内 原儀

一外千九十四名

紹介議員 河合 義一君

この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第三三四号 昭和三十年五月十日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 京都市中京区壬生東高田町二市立京都病院内

比嘉盛正外二百七十四名

紹介議員 竹中 勝男君

厚生省においては、健康保険の赤字対策として、(一)健康保険で医者にかかったとき費用の二割ないし三割を支払わせること、(二)健康保険で入院しているものに食事代、付添料を支払わせること、(三)世界一高いといわれている健康保険の掛金をさらに増額すること等を準備している由であるが、国民の健康と生活を守る見地から、かかる無謀な方針には絶対反対であるから、実現しないよう善処せられたいとの請願。

第三四四号 昭和三十年五月十日受理

未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願

請願者 能本市千葉城町一 瀬口龍之介

紹介議員 深水 六郎君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「厚生大臣が指定する区域を管轄する」を削り、「その区域内に居住する三十歳未満の者」を「その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数、政令で定める。

第十三条第一項中「第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者」を「同条第三項の健康診断の受診者のうち三十歳以上の者」に改め、同条第二項中「みなされた者」の下に「(第四條第三項の健康診断の対象者のうち三十歳以上の者を除く。)」を加え、同条第三項中「三十歳未満の者」を「小学校就学の始期に達しない者」に、「定期の健康診断」を「第四條第一項の健康診断」に改める。

第二十三條第一項中「病院の管理者は、」の下に「結核患者が入院したとき、又は」を加える。

第三十七條第一項中「又は市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四十四号)」を「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四十四号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十年五月二十四日印刷

昭和三十年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局